

イタリアにおける代理商契約

桑原康行

一 はじめに

近年、ヨーロッパ共同体（ＥＣ）加盟国において、代理商法の改正が相次いでいる。⁽¹⁾これは、ＥＣにおける加盟国の調和措置の一環として、「独立代理商に関する加盟国法の調和に関する理事会指令一九八六年十二月一八日八六ノ六五三号」⁽²⁾（以下、代理商指令という）が採択、公布され、加盟国が同指令を期限までに国内法化する義務を負ったことによるものである。ＥＣにおける代理商の数は五〇万にも上るといわれており、加盟国間の商品流通において重要な役割を果たしている。⁽³⁾

イタリアは、代理商法が従来きわめて特色のある独自の発展を遂げていた国であるが、代理商指令の国内法化によつて最も大きな影響を受けた国でもある。ちなみに、これまでに下された同指令の解釈に関するＥＣ司法裁判所の判決全七件のうち、イタリアの裁判所から付託されたものが半数以上の四件を占めている。⁽⁴⁾イタリアの代理商法は、ＥＣ司法裁判所の判決によつて新たな展開をみせており、きわめて興味深いものがある。ＥＣ加盟国法のなかでも、ドイツの代理商法やフランスの代理商法については、これまでに詳しい研究がなされているものの、イタリ

アの代理商法についてはあまり詳しい研究はなされてい⁽⁷⁾ない。そこで、本稿では、イタリアの代理商法の全体像を、EC司法裁判所の判決にも言及しつつ、明らかにすることを目的としたい。

二 法源

イタリアにおいて代理商法を中心をなすのは、民法典一七四二条から一七五三条までの規定である。これらの規定は、一九四二年の民法典制定から半世紀近く、唯一の例外(一九七一年一〇月一五日法律第九一一号による一七五一条の改正⁽⁸⁾)を除き、改正されることはなかった。民法典の代理商規定が大改正されたのは、一九九一年九月一〇日委任立法第九一一号によってであり、この改正は、前述の代理商指令を国内法化するためのものであった。しかし、この国内法化は、EC委員会による代理商指令の国内法化に関する意見⁽⁹⁾において指摘されているように、かなり問題のあるものであった。この意見を受け入れ、民法典の規定は、一九九九年二月一五日の委任立法第六五号により、再改正され、代理商指令がより完全に国内法化された⁽¹⁰⁾と評価されている。民法典の規定は、その後、さらに、二度改正された。一九九九年には、一九九九年二月二一日法律第五二六号によって、一七四六条三項が新設され、代理商による信用供与(*star del credito*)⁽¹¹⁾が原則として禁止された。翌二〇〇〇年には、二〇〇〇年二月二十九日の法律第四二二号によって、一七五一条の第二項が新設され、代理商契約終了後の競争禁止協定の有償性の原則が定められた⁽¹²⁾。

次に、民法典の規定を補完するものとして、代理商の団体と経営者の団体との間で締結された団体経済協定がある。団体経済協定の歴史は、民法典制定以前の一九三〇年代にさかのぼる。団体経済協定は、大統領令に基づき法的効力を有するものと、単なる私法上の協定にすぎず、法的効力を有さないものと分類される⁽¹⁴⁾。前者の例としては、一九五六年六月二〇日の産業企業の代理商に関する団体経済協定と一九五八年一〇月一三日の商業企業の代理

商に関する団体経済協定がある。後者の例としては、まず、一九八八年一月一六日の産業企業の代理商に関する団体経済協定（以下、産業企業の代理商に関する団体経済協定を産業協定という）と一九八八年六月九日の商業企業の代理商に関する団体経済協定（以下、商業企業の代理商に関する団体経済協定を商業協定という）を挙げる事ができる。次に、委任立法第九一一号による改正後に締結されたいずれも代理商契約の終了のみを規制対象とする一九九二年一〇月二〇日の産業企業の代理商に関する暫定協定と一九九二年一月二七日の商業企業の代理商に関する暫定協定を挙げる事ができる。一九九九年の委任立法第六五号による改正後締結された二〇〇二年三月二〇日の産業企業の代理商に関する団体経済協定¹⁶⁾は、一九八八年の産業協定と一九九二年の産業暫定協定を修正・統合したものであり、二〇〇二年二月二六日の商業企業の代理商に関する団体経済協定¹⁷⁾は、一九八八年の商業協定と一九九二年の商業暫定協定を修正・統合したものである¹⁸⁾。

さらに、一般法たる民法（典）の他に、いくつかの特別法が存在している。代理商に関する特別法のなかで、本稿との関連で特に挙げるべきなのは、代理商名簿に関する法律と代理商社会福祉公社に関する法律である。代理商名簿に関する一九八五年五月三日法律第二〇四号は、代理商の活動につき特別な規定を置いて¹⁹⁾いる。

代理商社会福祉公社は、一九三九年六月六日の政令第一三〇五号で承認された公法上の団体である²⁰⁾。その目的は代理商のための社会福祉と職業教育にある。同公社は、労働・社会保障省の監督下にあり、一九七三年二月二日法律第二二号および一九七四年二月二〇日の施行規則によって規制されている。同公社は、社会福祉事業として、社会補償基金、代理商契約終了時の補償基金等を管理している。社会補償基金は、経営者と代理商の拠出金により形成され、老齢年金、障害年金および遺族年金の給付にあてられる。代理商契約終了時の補償基金は経営者の拠出金によって形成される。同公社は一九九六年に民営化されるに至った。

イタリアの代理商法は、既に述べたように、代理商指令によって大きな影響を受けている。同指令は、本人なら

びに代理商の義務、代理商の報酬、代理商契約の締結・終了を中心として、全二七条の規定を設けている。同指令の中心をなすともいえるのは、補償請求権に関する一七条の規定である。同指令は、その前文によれば、EC域内において、第一に代理商の保護を強化し統一すること、第二に競争条件を統一すること、第三に商取引を促進することを目的としているとされる⁽²¹⁾。しかし、現実に達成されたのはこれらのうち代理商の保護強化だけではないのかとの疑問が呈されている⁽²²⁾。同指令は、一九九五年までに全加盟国において国内法化された。同指令に基づき、イギリスでは一九九三年に代理商規則が、フランスでは一九九二年に法律第五九三号⁽²⁴⁾が制定され、ドイツ（当時は、西ドイツ）においては一九八九年に商法典の改正がなされた⁽²⁵⁾。EC委員会は、一九九六年に、同指令一七条の国内法化の実施状況に関する報告書を提出している⁽²⁶⁾。

イタリア代理商法の著しい特色は、団体経済協定と代理商社会福祉公社の重要性にある。団体経済協定は、イタリアでのみ存在するものであり、一九九一年法改正以前は、民法典一七五〇条および一七五一条が団体経済協定を明示的に援用していたことから、その重要性はあきらかであった⁽²⁷⁾。一九九一年法改正により、これらの規定における協定援用文言が削除されたので、団体経済協定は将来的には消えていくであろうとの予測もある⁽²⁸⁾。しかし、現実には、今日においても、団体経済協定はイタリア代理商法において依然として重要な位置を占めている。

代理商社会福祉公社については、他国（ヨーロッパだけでなく、おそらく世界中）に例をみない、唯一の存在である⁽²⁹⁾との指摘もなされており、その管理は、社会補償基金や契約終了時の補償基金の管理だけでなく、代理商へのさまざまな援助を目的とする援助基金にまで及んでいる⁽³⁰⁾。同公社は、民営化後も重要な役割を果たしている。

三 代理商契約の成立

(一) 代理商の概念

代理商指令は、代理商を本人のために商品の売買を媒介するか、または、本人のために本人の名で売買取引を締結する継続的権限を有する独立の営業者と定義している（同指令一条）。したがって、同指令にいう代理商には、媒介代理商と締約代理商の両者が含まれるが、媒介・締約の対象が商品売買に限定されているため、同指令は物品代理商のみを適用対象としている⁽³¹⁾。

これに対して、イタリア法は、このような限定を付しておらず、物品代理商を始めすべての種類の代理商に民法一七四二条以下の代理商規定が適用される。イタリア法において、代理商とは、報酬を対価として、本人のために継続的に一定地域内における取引の媒介に尽力すべき義務を負う者ということとされる（民法一七四二条参照）。さらに、民法一七五二条は、本人から契約締結の代理権を授与された代理商にも代理商規定が適用されることを定めている。したがって、イタリア法上も、代理商には媒介代理商と締約代理商の両者が含まれることになる。代理商は、イタリア法上、従属的労働者ではなく、自主的労働者であり（民法二二二三条参照）、通常は商事企業者⁽³²⁾である（民法二〇八二条参照⁽³⁴⁾）。

(二) 代理商契約の方式 書面の要否

イタリア法上、法律行為の方式については、別段の定めがなければ、方式自由の原則が妥当する⁽³⁵⁾。代理商契約の方式について定めた規定は、一九九一年法改正以前には存在しなかつたので、学説・判例は、一般に、実体法上も証拠法上も代理商契約を書面にする必要はないものとしていた⁽³⁶⁾。もっとも、代理商契約の基本的事項を書面にすべきことを定める団体経済協定の規定を根拠に、証拠法上書面の必要性を肯定する説も存在していた⁽³⁷⁾。

代理商指令は、一方当事者が他方当事者に対し代理商契約の内容を記載した書面の交付を請求することができる⁽³⁸⁾と定めている（同指令二三条一項）。この規定によれば、代理商契約が書面によって締結された場合にはもちろん

のこと、当該契約が口頭で締結された場合にも、当事者は書面交付請求権を有する⁽³⁸⁾。また、同指令は、加盟国が書面によらない代理商契約を無効とする旨の規定を設けることができる⁽³⁹⁾と定めている(同二項)。

一九九一年法改正で、民法一七四二条に二項が新設され、一方当事者は、代理商契約書の写しの交付を他方当事者に請求することができるものとされた。この規定によれば、代理商指令の規定とは異なり、当事者が書面交付請求権を有するのは、代理商契約が書面によって締結された場合にかぎられることになる⁽³⁹⁾。このため、書面交付請求権に関し、同指令と民法との間に齟齬が生じ、EC委員会の批判を浴びていた⁽⁴⁰⁾。

一九九九年法改正で、民法一七四二条二項は、次のように改められた。すなわち、第一に、一方当事者が他方当事者に対し代理商契約の内容および当該契約の追加条項を記載した書面の写しを請求することができるものとされ、第二に、代理商契約は書面をもって立証されなければならないものとされた。これにより、口頭で締結された契約についても書面交付請求権が認められること、書面作成は実体法上の要件ではなく証拠法上の要件にすぎないことがあきらかとなった⁽⁴¹⁾。

(三) 代理商名簿への登録

イタリアの代理商法をめぐる問題のなかで、激しい議論の対立があり、代理商指令の国内法化に伴い大きな修正を加えられるに至ったものが、代理商名簿への登録に関連する問題である。代理商の代理商名簿への登録に関する一九八五年五月三日法律第二〇四号は、まず、代理商の資格要件に関連して、次のような規定を設けている。同法一条は、一または複数の企業者から一定の地域における取引を促進するよう委託された者が代理商の活動をなすものとしている。そして、各商工会議所には、代理商名簿が備え置かれ、代理商の活動を現に行いまたは行う意図を有する者は、代理商名簿に登録しなければならないとされる(同法二条)。同法九条は、代理商名簿への登録を怠

る者が、代理商の活動を行うことを禁止しているが、その前身たる一九六八年三月一二日法律第三一六号九条と異なり、登録を怠る者が締結した代理商契約を無効とする趣旨の定めを置いていなかった。⁽⁴²⁾ このため、法律第二〇四号のもとで、同法九条が民法一四八二条にいう強行法規であり、したがって、かかる代理商契約が強行法規違反として無効となるかが盛んに議論されるに至った。⁽⁴³⁾ この議論に決着をつけたものとされているのが、一九八九年四月三日の破棄院判決である。⁽⁴⁴⁾ 本判決やその後の判決によれば、代理商名簿に登録されていない者が締結した代理商契約は、強行法規に反し無効であり、報酬請求権や補償請求権は生じないものとされる。⁽⁴⁵⁾

代理商指令中には、代理商名簿への登録を代理商の資格要件とする規定は存在していない。しかし、代理商指令の国内法化後も、法律第二〇四号の諸規定は依然として存続していた。このため、同指令と法律第二〇四号との整合性に疑義が生じていた。EC司法裁判所は、一九九八年四月三〇日の *Bellone* 事件判決⁽⁴⁶⁾において、代理商指令は、代理商が代理商名簿に登録されていることを代理商契約の効力発生要件とする国内法とは相容れないと判示した。破棄院は、*Bellone* 事件判決を受けて、一九九九年五月一八日判決⁽⁴⁷⁾において、従来の判例を変更し、代理商名簿に登録されていない者が締結した代理商契約も有効であるとしたのである。さらに、EC司法裁判所は、二〇〇〇年七月一三日の *Canosteel* 事件判決⁽⁴⁸⁾において、代理商が代理商名簿に登録されていることを代理商契約の効力発生要件とする国内法は代理商指令に合致しないとし、*Bellone* 判決を確認した上で、一九九九年破棄院判決によるイタリアにおける判例変更を意識しつつ、国内裁判所は、国内法規定をできるだけ指令の文言および目的に適合するよう解釈すべき義務を負うと判示した。⁽⁴⁹⁾ EC司法裁判所の度重なる判決は、イタリアの関係機関をも動かし、ついに下院に法律第二〇四号の改正案（代理商名簿登録者が締結した代理商契約も有効との）⁽⁵¹⁾ が提出されるに至っている。

四 代理商契約の当事者の権利・義務

(一) 代理商の義務

代理商の最も重要な義務は、本人のために継続的に一定地域内における取引の媒介または締結に尽力すべき義務である(民法一七四二条、一七五三条参照)。代理商は、顧客を定期的・継続的に訪問し、取引が成立するよう尽力しなければならぬ⁽⁵²⁾。

代理商指令は、代理商の本人に対する一般的な誠実義務を規定した(同指令三条一項)あとで、代理商の具体的な義務について規定している。代理商のかかる義務としては、取引の媒介・締結に尽力すべき義務、必要な情報を提供すべき義務、合理的指図を遵守すべき義務がある(同指令三条二項)。そして、同条の規定は、相手方に不利益に変更されないものとされる(同指令五条)。

一九九九年改正前の民法一七四六条は、代理商の義務として、指図遵守義務、市況に関する一般的情報提供義務、個々の取引に関する具体的情報提供義務を定めていた(同条一項)。代理商は、本人に対して、担当地域の市場の状況に関する情報および個々の取引の適切性を評価するために有益な情報を提供しなければならない。さらに、代理商は、かかる義務に加えて、代理商契約の性質に反しない限り、受託者に課せられる義務をも負うものとされていた(同条二項)。

民法一七四六条は、まず、一九九九年の委任立法第九一一号によって、次のように改正された。すなわち、代理商指令三条一項に基づき、代理商は、本人の利益に配慮し、誠実・善意に行動すべきであるとする一般的義務が定められた(同条一項)。かかる義務は、債務関係一般に関する民法一七五五条、債務の履行に関する民法一七六条および契約の履行に関する民法一三七五五条の規定からも導き出されうるものである⁽⁵³⁾。民法一七四六条は、代理商

が具体的義務として指図遵守義務、各種（一般的・具体的）情報提供義務を負っているとする点では、改正前と変わらない（同条一項）。代理商の指図遵守義務については、代理商の自主的労働者たる性格から、本人のよる指図の限界に関連して、従来から議論がある⁽⁵⁴⁾。

代理商指令に定められていない義務を加盟国が当事者に課すことは、指令の目的に反しなかり認められる。イタリアは、現に、同指令にはない代理商契約期間中の競争禁止義務を当事者に課している（民法一七四三条）。

民法一七四六条は、続いて、同年の法律第五二六号によって改正され、新たに三項が設けられた。代理商に第三者の契約義務履行を保証すべき義務（*gar del credito*）を課すためには、厳格な要件を充足することが必要となり、実質的にかかる保証義務は廃止されたとの評価が定着している⁽⁵⁵⁾。

代理商の本人に対する義務については、民法一七四六条の他、一七四三条、一七四七条および一七五一条の二にも定めがある。民法一七四三条は、代理商契約期間中の、一七五一条の二は、代理商契約終了後の、競争禁止義務に関する規定であり、一七四七条は、代理商の活動不能の場合における即時の通知義務に関する規定である。

（二） 本人の義務

代理商指令は、本人の代理商に対する義務についても、まず、一般的な誠実義務を規定した（同指令四条一項）あとで、本人の具体的義務について規定している。本人のかかる義務としては、商品に関する書類を提供すべき義務、代理商契約履行に必要な情報を取得すべき義務（同指令四条二項）、代理商が媒介した取引の諾否・不履行について通知すべき義務（同指令四条三項）がある。そして、同条の規定も、相手方の不利益に変更されえないものとされる（同指令五条）。

一九九一年改正以前には、本人の義務を一般的に定めた規定は存在しなかった。わずかに、代理商に付与した独

占権を侵害しない義務を本人に課した規定が存在するのみであった(旧一七四三条)。一九九一年改正により、本人の義務は代理商の義務とともに民法一七四八条に規定された。しかし、一九九九年委任立法第六五号によって、代理商の報酬請求権に関する一七四九条が全面的に改正され、本人の義務に関する規定に改められた。

民法一七四九条は、一項で、まず、本人は、代理商に対して誠実に、善意で行動しなければならないとし、一般的義務を定めている。これは、代理商の本人に対する一般的義務に対応するものである。同条一項は、一般的義務に続き、具体的義務として、各種の情報提供義務⁽⁵⁶⁾をきわめて詳細に規定している。すなわち、第一に、本人は、代理商に対し、取引商品・役務に関して必要な文書(たとえば、カタログ・パンフレット・見本など)を提供しなければならない。第二に、本人は、代理商に対し、代理商契約の履行に必要な情報を提供しなければならない。かかる情報には特に、取引量が代理商が予想したよりも著しく少量になることが予想される⁽⁵⁷⁾との情報が含まれる。第三に、本人は、代理商に対し、代理商が媒介した取引の諾否・取引の不履行に関する情報を、合理的期間内に、提供しなければならないとされる。

民法一七四九条は、二項で、本人が代理商に対し、支払われる手数料の計算書を交付すべきことを定める。この計算書は、遅くとも、手数料請求権が発生した期間中の四半期の翌月の末日までに交付されなければならない。手数料計算定の基礎となるすべての要素を含んでいなければならない。⁽⁵⁸⁾ 同条二項は、さらに、本人の義務として、手数料支払義務も定めるが、本人の手数料支払義務に対応する、代理商の手数料請求権については、代理商の権利に関する民法一七四八条に詳細な規定が設けられているので、次の(三)のところでみることにする。

(三) 代理商の手数料請求権

代理商の報酬は、通常、手数料である。民法には手数料を定義した規定はないが、代理商指令は、手数料を取り

量および取引額に応じて変動する報酬部分であるとしている（同指令六条二項）。

一九九一年改正以前には、民法は、代理商の手数料に關し二ヶ条（一七四八条、一七四九条）を設けていた。一九九一年委任立法第九一一号によつて、代理商指令が国内法化され、民法一七四八条のみが改正された。しかし、同指令の国内法化にかなり問題があつたため、一九九九年委任立法第六五号によつて、民法一七四八条は、一七四九条とともに、改正された。この改正によつて、同指令と民法規定との齟齬はようやく解消されることになった。

一九九一年改正前の一七四八条および一七四九条は、代理商がいかなる取引について手数料請求権を有するかを中心定めた規定であつた。これらの規定によれば、代理商は、まず、一定の履行 (regolare esecuzione) がなされた取引⁽⁶⁰⁾について手数料請求権を有する（一七四八条一項）。代理商は、つぎに、代理商担当地域において履行されるべき、本人が直接締結した取引についても手数料請求権を有する（一七四八条二項）。代理商は、さらに、本人の責に帰すべき事由によつて締結されなかつた取引についても手数料請求権を有する（一七四九条）ものとされていた。このように、従前の手数料請求権制度は、「一定の履行」概念に基礎を置いていたのである。一定の履行とは、完全履行とは区別され、不完全履行や一部履行を含む概念であるとされる。⁽⁶¹⁾

代理商指令には、代理商が手数料請求権を有する取引に關し詳細な規定がある（同指令七条、九条）。代理商は、原則として、代理商契約期間中に締結された取引について、手数料請求権を有するが、代理商契約終了後に締結された取引についても、手数料請求権を有することがある。⁽⁶²⁾

一九九一年改正法は、代理商が次の四種の取引について手数料請求権を有するものとしていた。代理商は、まず、一定の履行がなされた取引について手数料請求権を有する（一七四八条一項）。代理商は、次に、代理商担当地域において履行されるべき、本人が直接締結した取引についても手数料請求権を有する（同条一項）。代理商は、さらに、特に代理商の活動の結果として、代理商契約終了後に締結された取引についても手数料請求権を有する（同

条三項)。代理商は、これに加えて、本人の責に帰すべき事由によって履行されなかった取引についても手数料請求権を有する(一七四九条一項)。

一九九一年改正法は、代理商指令とは異なり、代理商が以前に獲得した顧客との間で締結された同種取引(同指令七条一項b号)、代理商契約終了前に本人または代理商に届いた注文によって終了後締結された取引(同指令八条b号)についての定めを欠いていた。その上、一九九一年改正法は、同指令と異なり、代理商契約期間中の代理商の活動の結果として、代理商契約終了後に締結された取引には何らの限定も付していなかった(同指令八条a号と比較せよ)。

一九九九年改正法一七四八条のもとでは、代理商に手数料請求権が認められる取引は、代理商指令が定める取引と同じである。ただ、規定の体裁上は若干の相違があり、代理商が以前獲得した顧客との間で締結された同種取引(同指令七条一項b号)と代理商が特定の地域または顧客グループを担当している場合に、当該地域または顧客グループとの間に締結された取引(同指令七条一文)とがあわせて定められている(一七四八条二項)。なお、民法一七四八条二項にいう特定の地域・顧客グループの意義が問題となるが、この点に関しては、EC司法裁判所による判決がある。同裁判所は、一九九六年二月二日の *Konogeorgas* 事件判決⁽⁶³⁾において、ある顧客が代理商担当の特定地域に属するかは、その顧客が法人の場合には、その営業活動地に基⁽⁶⁴⁾ついて判断すると判示した。

手数料請求権がいつ発生するかについて、一九九一年改正前は、民法一七四八条一項が、代理商は一定の履行があった取引についてのみ手数料請求権を有すると規定していたことから、手数料請求権は取引締結とともにではなく、取引実現とともに、発生するとするのが、学説・判例であった⁽⁶⁵⁾。

手数料請求権の発生時について、一九九九年改正法は、次のような規定を置いている。異なる定めがないかぎり、手数料請求権は、本人が取引を履行したとき、または本人が第三者との契約に基づき取引を履行すべきであっ

たときに発生する（一七四八条一項）。手数料請求権は、遅くとも、第三者が取引を履行したとき、または、本人が取引の履行をなせば第三者が取引を履行したのであるときに、発生し、これより代理商に不利益な定めは許されない（同条二項）。これは、代理商指令一〇条を国内法化したものである。一九九九年改正法のもとで、学説は、一般に、手数料請求権は取引締結とともに、取引履行を解除条件として生ずるものと理解しており、判例もこれを支持している。⁶⁶⁾

手数料請求権の消滅について、代理商指令は、次の規定を設けている。手数料請求権は、第三者と本人との間の契約が履行されないことが確実であり、かつ、契約不履行が本人の責に帰すべき事由によつて生じたものでない場合に、消滅する（同指令一一条一項）。かかる権利が消滅した場合には、代理商が既に受領した手数料は、返還するものとする（同条二項）。一項と異なる代理商に不利な特約は許されない（同条三項）。同指令一一条を国内法化した民法一七四八条六項は、指令の規定とは若干異なっている。すなわち、代理商は、第三者と本人との間の契約が本人の責に帰すべき事由以外の事由により履行されることが確実である場合にのみ、受領した手数料を返還しなければならない。代理商に不利な特約は無効とすると定める。本人の責に帰すべき事由の意義については、旧一七四九条に関する議論が参考になる。通説・判例は、本人の故意・過失ある行為がこれにあたる⁶⁷⁾としている。

手数料の算定基準については、民法に特に規定はなく、二〇〇二年の産業協定（同協定四條）および二〇〇二年の商業協定（同協定四條）に規定がある。

なお、代理商は、費用償還請求権を有しない（民法一七四八条七項）。

五 代理商契約の終了

（一） 代理商契約の期間と解約

代理商契約は、契約期間の定めのあるものと契約期間の定めのないものとに分類される。期間の定めのある契約は、期間満了前に一方的に解約することはできないが、期間の定めのない契約は、解約告知期間を遵守するかぎり、いつでも解約することができる。⁽⁶⁸⁾ 期間の定めのある契約に関連して特に問題となるのが、契約の更新や期間満了後の履行の場合である。この点について、代理商指令は次の規定を設けている。期間の定めのある代理商契約が契約期間満了後も両当事者によって履行されている場合には、期間の定めのない契約に転換されたものとみなす(同指令一四条)。一九九一年に改正された民法一七五〇条もほぼ同じ文言で規定している(同条一項)。

期間の定めのない契約について、民法一七五〇条は、一方当事者は、他方当事者に対して、一定期間内に解約告知することにより、契約を解約することができるとの一般原則を定めている(同条二項)。一九九一年法改正以前は、旧一七五〇条は、解約告知期間につき、団体協定または慣行を援用していたが、改正後の一七五〇条は代理商契約に適用される解約告知期間を直接に規定している(同条三項)。すなわち、解約告知期間は、契約期間の一年目については一ヶ月、二年目については二ヶ月、三年目については三ヶ月、四年目については四ヶ月、五年目については五ヶ月、六年目以降については六ヶ月を下回ることはできないものとされている。⁽⁶⁹⁾

代理商契約がどのような場合に解約されるかを定めた特別な規定はない。判例は、労働契約に関する民法二一九条を類推適用することによって、また、契約一般の解除に関する諸規定(民法一四五三条以下)を適用することによって、この点を次第にあきらかにしてきた。

代理商契約は、判例によれば、正当事由が存する場合に解約されうる。⁽⁷⁰⁾ 民法二一九条は、従属的労働契約の解約を正当事由が存在する場合に認める規定であるが、代理商契約にこの規定が類推適用されるといっているのである。その理由は、代理商契約も労働契約ともに信頼関係に基礎を置くものであり、代理商契約の解約と労働契約の解約とが類似性を有することにある。しかし、学説は、一般に、民法二一九条の類推適用には批判的である。⁽⁷¹⁾

代理商契約は、契約一般の解除に関する規定に基づいても解除されうる。⁽⁷²⁾ 契約解除は、一般に、重大な債務不履行がある場合に認められる（民法一四五五条）。当事者が契約解除しうる事由を明示的に合意した場合（明示的解除約款が存在する場合）には、それによることになる（民法一四五六条）。この場合、裁判官は、解除事由の重大性を評価することはできない。

判例は、次第に、民法二一九条にいう正当事由概念と民法一四五五条にいう重大な不履行概念とを接近させることによって、代理商契約の解約を正当化する統一的な概念を形成する方向にあるといわれる。⁽⁷³⁾ これまでに、代理商契約を解約しうる場合にあたるとされた具体例を若干挙げてみれば、次のとおりである。本人による解約が認められた具体例としては、本人の承諾を得ずに代理商が競争を行った例、⁽⁷⁴⁾ 代理商が取引の成立に尽力しなかった例⁽⁷⁵⁾ がある。代理商による解約が認められた具体例としては、本人が手数料支払義務を履行しなかった例、⁽⁷⁶⁾ 本人が代理商の担当地域を著しく狭めた例、⁽⁷⁷⁾ 本人が代理商の注文を継続的に拒絶した例⁽⁷⁸⁾ などがある。

（二） 代理商の補償請求権

代理商に代理商契約終了後にも手数料に代わる何らかの請求権を付与することを認めるかについて、代理商指令の国内法化以前には、各国法は著しい差異を示していた。

イギリス法は、代理商に代理商契約終了の場合補償請求権等を認めていなかった。

これに対して、ドイツ法やイタリア法は、代理商に代理商契約終了の場合、補償請求権を認め、フランス法は、代理商契約終了（解約）の場合、損害賠償請求権を認めていた。⁽⁷⁹⁾ ドイツ法は、代理商契約終了の場合に一定の要件のもとで代理商に補償請求権を認めていた。かかる要件とは、第一に、企業者が契約終了後も代理商が獲得した顧客との取引から著しい利益を得ていること、第二に、代理商が契約終了の結果、手数料請求権を失ったこと、第三

に、補償の支払がすべての事情を考慮した上で公平にかなうことである。補償請求権は、契約期間中における代理商の活動による顧客の開拓または取引の拡大に対する特別の報酬として理解されている。補償額は、相当であることを要するが、その最高限度は、代理商が最近五年間の活動により得た手数料その他の報酬の年平均額と定められていた。⁽⁸⁰⁾

イタリア法は、代理商に代理商契約期間中に代理商が受領した手数料に比例する二種類の補償を認めていた。⁽⁸¹⁾ 一九九一年改正前の民法一七五一条は、次のように規定していた。期間の定めのない契約の終了の場合、本人は代理商に契約期間中に代理商に支払われた手数料総額に比例する補償をなさねばならない。そして、かかる補償は、契約期間の定めのない代理商契約の終了するすべての場合に、代理商に与えられていた。補償額については、一七五一条が援用する団体経済協定に、代理商契約期間中に受領した手数料総額の一定割合とし、この額を代理商社会福祉援助公社の契約終了補償基金に積立することを定める規定が存在していた（一九八八年の産業協定一〇条、一四条）。

一七五一条による補償に加えて、一九七四年以降は、団体経済協定が定めるいわゆる追加補償も存在していた。追加補償は、代理商契約が代理商の責に帰すべき事由以外の事由によつて終了した場合に認められ、本人が契約終了のさいに代理商に直接支払う義務を負うものである。追加補償額については、契約四年目までは手数料総額の三％、五年目から七年目までは〇・五％増加、八年目以降は一％増加と規定されていた（一九八八年の産業協定一一条）。

代理商指令は、同指令の中心をなすともいえる一七条および一八条で次のような規定を設けた。同指令は、加盟国が、代理商の補償請求権または損害賠償請求権について規定を設けるべきことを規定する（同指令一七条一項）。補償請求権は、代理商が本人に新たな顧客を紹介するか従来の顧客との取引量を著しく増大し、しかも、本人がか

かる顧客との取引から相当な利益を得ている場合であつて、かつ、すべての事情、特に代理商が失つたかか顧客との取引に関する手数料を考慮して、かかる補償の支払が公平にかなう場合に、その範囲において、生ずるものとされる（同指令一七条二項 a 号）。補償額は、従前の年間報酬額の平均から算出された一年間の報酬額を限度とする（同条二項 b 号）。補償金の受領は、代理商の損害賠償請求権を妨げるものではない（同条二項 c 号）。

損害賠償請求権は、代理商契約の終了によつて被つた損害の賠償を受ける権利である。かかる損害は、とくに手数料の未払いや費用の償還の場合に、発生したものとみなされる（同指令一七条三項）。同指令一七条二項の補償請求権は、代理商が代理商契約終了後一定の場合に補償請求権を有するとするドイツ法をモデルとしたものであり、一七条三項の損害賠償請求権は、代理商は代理商契約解約によつて被つた損害の賠償を請求することができるとするフランス法をモデルとしたものである。⁸²⁾

ただし、これらの請求権は、代理商の債務不履行による代理商契約の解約、代理商による契約解約および本人との合意に基づく他人への権利義務の譲渡の場合には、発生しない（同指令一八条）。

代理商契約の当事者は、契約終了前に、一七条および一八条の規定を代理商の不利益に変更してはならない（同指令一九条）ものとされる。

イタリアの立法者は、代理商指令の国内法化のさいに、ドイツモデルを採用した。一九九一年改正後の一七五一条一項は、次のように規定していた。代理商契約終了時に、以下の二つの条件の少なくとも一つが充たされる場合に、本人は、代理商に補償を支払わなければならない。一、代理商が本人に新たな顧客を紹介するか、従来の顧客との取引量を著しく増大し、かつ、本人がかか顧客との取引から相当な利益を得ている場合。二、すべての事情、特に代理商が失つたかか顧客との取引に関する手数料を考慮して、かかる補償の支払が公平にかなう場合。また、同条三項によれば、補償額は、従前の年間報酬額の平均から算出された一年間の報酬額を限度とするものと

された。

旧一七五一条一項は、代理商指令一七条二項の規定とは次の二点で相違していた。⁽⁸³⁾ まず、補償請求権発生の要件が、累積的ではなく、選択的であるとされてきたことである。次に、この規定には同指令にある「その範囲において」との文言が欠如していたことである。このため、EC委員会は、一九九六年の報告書において、請求権発生を要件を選択的であるとしている点において、民法一七五一条一項が同指令一七条二項を適切に国内法化したものではないと指摘する。⁽⁸⁴⁾ もっとも、ヨーロッパ委員会は「その範囲において」との文言の欠如は特に問題視していない。EC委員会によるその後の意見を受けいれ、イタリアの立法者は、一九九九年の委任立法第六五号により一七五一条一項を再改正した。この再改正の結果、補償請求権発生のためには前述の二つの条件をいずれも充たすことが必要であることが明確にされた。これに対して、「その範囲において」という文言欠如の点については、改正されず、同指令一七条二項との相違は依然として存続していた。このことは、イタリアの立法者が補償請求権の算定基準については特に定めず、当事者（協定または契約レベルで）の決定に委ねようとしたことを意味しているようにも思われ、補償請求権をめぐる議論の複雑化の一因ともなった。

補償の種類、および各補償の算定基準については、団体経済協定に詳細な規定が置かれているが、協定によって若干その内容が異なっている。補償の種類についてみると、二〇〇二年の産業協定は、補償として契約終了補償および顧客追加補償を定めている。前者は本人が一定の基準によって毎年代理商社会福祉援助公社に積み立てる義務を負うものであるのに対して、後者は本人が契約終了時に一定の基準によって代理商に直接支払う義務を負うものである。追加補償額には、従来の（狭義の）追加補償の他に、能力主義補償と呼ばれる売上高増加または新顧客開拓に対する補償も含まれる（同協定一〇条）。二〇〇二年の商業協定は、三種類の補償、すなわち、契約終了補償、顧客追加補償および能力主義補償を定めている（同協定一二条⁽⁸⁵⁾）。

一九九一年法改正によって、一七五一条に、本条の規定は代理商の不利に変更することはできないとの規定が新設された（同条六項）。一九九二年の産業暫定協定は、一九九一年改正前の一七五一条に基づき一九八八年の産業協定と同じように、契約期間中の手数料総額の一定割合を支払うものとする補償（契約終了補償と顧客追加補償）を定めていた。また、一九九二年の産業暫定協定も、一九八八年の産業協定と同じように、手数料総額の一定割合を支払うものとする補償（契約終了補償と顧客追加補償）とを定めていた。このため、両暫定協定の定めが民法一七五一条にいう不利益な変更にあたるのではないかと疑問が生じ、暫定協定と民法一七五一条との適合性の問題が盛んに論じられるようになった。二〇〇二年の産業協定も契約終了補償と狭義の顧客追加補償を存置し、二〇〇二年の産業協定も契約終了補償と顧客追加補償を存置させたことから、状況は変わらず、議論は現在に至るも続いている。⁸⁶⁾

団体経済協定が民法一七五一条にいう不利益変更にあたるか否かを判断するための諸要素のなかで一番重要なものは補償額である。この点に関連してまず問題となるのが、そもそも民法一七五一条が補償額算定基準をも定めているのかということであり、見解の対立がある。⁸⁷⁾ 同条は補償請求権存否の要件を定めるにとどまり、補償額算定基準を定めていないとの見解は、その根拠として、同条一項の文言を挙げている。代理商指令一七条二項と異なり、同条一項には、「その範囲において」との文言がなく、このことはイタリアの立法者が補償額算定基準を定めようとしなかったことを意味しているといっているのである。この見解によれば、最高限度額の点を除き、当事者が自由に補償額を決定することが可能となり、協定の定めが民法一七五一条と抵触することはないことになる。これに対して、民法一七五一条は補償額算定基準をも定めており、その基準は補償請求権存否の決定基準と同じである（具体的に、顧客の開拓、本人への相当な利益、代理商が失った手数料など）とする見解は、立法者が同条の不利益変更を許さないとしておきながら、補償額算定基準を定めず当事者が自由に補償額を決定することを認めたとはいえなく

いとす。この見解によれば、さらに不利益変更の有無を検討する必要があることになる。⁽⁸⁸⁾

次に問題となるのが、民法一七五一条が能力主義補償のみを認める趣旨なのかということである。この点についても、見解の対立がある。民法一七五一条が能力主義補償のみを認める趣旨であるとの見解によれば、協定の定めは民法一七五一条に抵触することになる。これに対して、民法一七五一条は能力主義補償以外の補償を禁ずる趣旨ではないとの見解をとれば、協定の定める補償の種類を問うことなく、不利益変更かを判断すればよいこととなる。⁽⁸⁹⁾

さて、協定の定めが民法一七五一条にいう不利益変更にあたるか否かであるが、まず、不利益変更の有無をどのようにして判断すべきかが問題となる。協定の定めを民法一七五一条と具体的に比較して、判断するのであるうか、それとも、一般的・抽象的に比較して、判断するのであるうか。前者は、協定の定めを具体的事案に適用して得られる補償額と民法一七五一条を具体的事案に適用して得られる補償額とを比較して不利益変更の有無を決定することであり、この趣旨の判例もある。⁽⁹⁰⁾しかし、この説によれば、同一の協定の定めが事案によって有効とされることもあれば、無効とされることもあることになり、妥当でないとして、後者の、協定の定めを民法一七五一条と一般的に比較して、不利益変更の有無を決定すべきであるとする見解が有力に主張されている。⁽⁹¹⁾判例もこの見解を支持するものが多い。⁽⁹²⁾

補償請求権をめぐる諸問題を詳細に検討するある論者は、後者の見解をとり、協定の定めは不利益変更とはいえないとの評価が可能であるとしている。⁽⁹³⁾その理由は以下のとおりである。第一に、補償額自体についてであるが、協定の補償額は、民法一七五一条の最高補償額と比較すれば、少ないことが多い。しかし、一七五一条の最高補償額が認められる場合は限られ、通常は協定の補償額の方が一七五一条の補償額よりも多いこと。⁽⁹⁴⁾第二に、協定の補償は、契約終了のすべての場合に認められるが、一七五一条の補償は、一定の場合にしか認められないこと。第三

に、一七五一条の補償を得るためには、代理商が一定の要件の存在を立証しなければならぬが、協定の補償を得るためには、その必要はないこと。第四に、協定の補償額算定は容易である（契約期間中に代理商が受領した手数料がわかればよい）が、一七五一条の補償額算定はかなり複雑であること。⁽⁹⁵⁾

補償額算定に団体経済協定を援用できない場合（たとえば、海外の代理商の場合、国内の代理商でも協定の当事者である団体に登録していない場合）には、補償額はどのようにして算定したらいいのであろうか。この点に關し、ドイツ法（判例）の補償額算定方法を採用すべきことを提唱する論者は、その根拠として、EC委員会の報告書を挙げている。⁽⁹⁶⁾ これに対しては、以下の理由から批判的な論者が対立する。⁽⁹⁷⁾ すなわち、第一に、代理商指令一七条二項の補償請求権は確かにドイツ法がモデルであるが、代理商指令は、ドイツ法と異なり、手数料請求権の喪失を独立の要件とはしておらず、補償額と手数料喪失との間に直接的関連性はない。しかし、かかる関連性がドイツ法の特徴であり、補償額算定方法の基礎でもある。第二に、EC委員会が推奨するドイツ法の補償額算定方法はきわめて複雑なものであつて、⁽⁹⁸⁾ 同委員会すらかかる算定方法を正確に理解していないとの批判があるくらいである。したがって、ドイツ以外の国におけるその実用性ははなはだ疑わしい、と。⁽⁹⁹⁾

民法一七五一条による補償額算定に関する判決を概観すると、かかる判決のとるアプローチは、大きく二つに分けることができる⁽¹⁰⁰⁾とされる。一つは、補償額算定に關連すると思われる諸要素を特に考慮せず、補償請求権成立の要件を充足しさえすれば、一七五一条の定める最高限度額を認めようとするものである。しかし、かかるアプローチは、一七五一条三項にあきらかに反することに⁽¹⁰¹⁾なる。いま一つは、補償額算定に關連すると思われる諸要素を多少なりとも考慮した上で、補償額を決定しようとするものである。もっとも、どのような要素をどのように考慮するかについては、判決によってかなりの違いがある。補償額を算定するにさいして裁判官の裁量の幅が大きいこともあり、補償額算定に關する判例が確立するまでにはまだ時間を要すると思われる。⁽¹⁰¹⁾

六 おわりに

イタリアの代理商法は、他国に例を見ない独自の発展を遂げてきたが、代理商指令の国内法化によって、大きな変更を余儀なくされている。補償請求権をめぐる法律問題もその一つであるが、この点に関しては、最近新たな注目すべき動きが見られる。イタリアの破産院は、二〇〇四年一月十八日の命令第二〇四一〇号⁽¹⁰⁾により、E C司法裁判所に、代理商指令一七条および一九条の解釈問題を付託した。この付託に対し、E C司法裁判所は、二〇〇六年三月二三日判決⁽¹⁰⁾において、次のように判示した。すなわち、代理商指令一九条は、団体経済協定の適用が可能な場合にも同指令一七条二項に基づく補償と同等またはそれ以上の補償を代理商に保証することが立証されないかぎり、同指令による補償をかける協定による補償によって代えることを認めるものと解釈されてはならない、と。

イタリアの破産院が命令第二〇四一〇号のなかで自ら認めているように、補償請求権をめぐる議論は錯綜としており、破産院自身も一見したところ相反するような判決を下している。⁽¹⁰⁾このような状況に鑑みれば、イタリアの破産院が二〇〇四年になってようやく、E C司法裁判所に同指令一七条および一九条の補償請求権の問題を付託したのは、遅きに失した感がないではない。ともあれ、E C司法裁判所二〇〇六年三月二三日判決を契機として、イタリアにおける補償請求権に関する議論がさらに深化することが期待されよう。⁽¹⁰⁾

イタリアにおいて代理商法が学説・判例上で活発に議論される背景にあるのは、代理商の利用の多さであろう。各種団体経済協定の度重なる改訂はその一証左ともいえよう。わが国において代理商の利用が低調であるとされるのとは対照的である。独自の発展を遂げ、かなりの特異性を示すに至ったイタリアの代理商法は、ただちにわが商法の解釈論の参考になるものではないにしても、わが代理商法の改正を検討するさいには、興味深い視点を提供してくれるように思われる。

- (1) ヨーロッパ諸国における代理商法(の改正)については Comba - Duranti, Il contratto internazionale d'agenzia (2002); Albicini - Zavatta, Il contratto internazionale di agenzia (2003) p.247 ss.; Westphalen, Handbuch des Handelsvertreters in EU-Staaten und der Schweiz (1995) 参照²⁾
- (2) Council Directive 86/653/EEC of 18 of December 1986 on the coordination of the laws of the Member States relating to self-employed commercial agents (OJ 1986, L 382/17).
- (3) Westphalen (N.1) S.1.
- (4) EC司法裁判所の判決については、二 法源 以下で取りあげる。
- (5) ドイツの代理商法に関する研究として、山田晟「ドイツ商法における代理商の補償請求権」成蹊法学(成蹊大)八号(一九七五)三三頁以下、平寛「西ドイツの代理商法」国際商事法務九卷八号(一九八二)四〇二頁以下、小橋一郎「西ドイツにおける商法典の改正 代理商法」商法論集第一卷(一九八三)三四頁以下、服部育生「西ドイツにおける代理商契約」名古屋大学法政論集二二八号(一九八九)一六一頁以下がある。なお、福瀧博之「ドイツ商法における代理商の補償請求権」関西大学法学論集三八巻一号(一九八八)三〇七頁以下は、Künster, Der Ausgleichanspruch des Handelsvertreters (Handbuch des gesamten Aufbündensrechts, Band 2) (4. Aufl. 1979) の詳細な紹介である。ちなみに、同書の最新版は、二〇〇三年に出版された第七版である。さらに、高田淳「特約店契約およびフランチャイズ契約の特徴とその解消について(二)」法学新報(中央大)一〇五巻一〇 一一号(一九九九)一六一頁以下においてもドイツの代理商法が取り上げられている。
- (6) フランスの代理商法に関する研究として、能勢泰彦「フランスの代理商契約」国際商事法務九卷四号(一九八一)一六六頁以下、福井守「フランスにおける代理商の得意先保護」『営業財産の法的研究』(一九七三)二〇九頁以下所収、山田泰彦「フランスの代理商契約」駒澤大学法学論集五〇号(一九九五)一四三頁以下がある。なお、中田裕康『継続的売上の解消』(一九九四)一五六頁以下においてもフランスの代理商法が取り上げられている。
- (7) イタリアの代理商法に関する研究として、今井薫「イタリアの代理商契約」国際商事法務九卷一一号(一九八一)五七四頁以下がある。なお、布井千博「EC代理商指令と代理商契約の効力」国際商事法務二八巻四号(二〇〇〇)四四四 四四五頁も参照。
- (8) この改正によって、補償は、代理商契約終了のすべての場合に、認められることとなった。改正前は、補償は、代理

- 商の責に帰すべき事由のない場合にのみ認められていた。なお、風間鶴寿『全訳イタリア民法典「追補版」』（一九七
七）二六七項以下参照。
- (9) Parere motivato della Commissione europea del 13 luglio 1998 riguardante l'attuazione della direttiva 86 / 653 / CEE. in Bor-
tolotti – Bondanini, Il contratto di agenzia commerciale (2003) p.369 ss. 13の意見では裏に八項目に分けて問題点を指摘し
てゐる。
- (10) Bortolotti – Mosca, La nuova disciplina dell'agenzia commerciale (1999) p.1 ss.
- (11) 13の項下の二つを、四(1)代理権の義務、参照。信用供与制度の改正の二つを、Bortolotti – Mosca, La nuova dis-
ciplina dell'agenzia commerciale Appendice (2000) 参照。444、信用供与制度の二つを、Baldi, Il contratto di agenzia, 7^a
ed. (2001) p.165 ss.; Saracini – Toffoletto, Il contratto d'agenzia, 3^a ed. (2002) p.262 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.133 ss.
- (12) 13の項下の二つを、Saracini – Toffoletto (N.11) p.549 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.120 ss. 参照。
- (13) 総論者の団体としての、眞柄素子「利益集団と政治経済問題」、『イタリアの政治』（一九九九）一五五頁以下所収
代理権の団体としての、Alfredo de Guglielmo, Il contratto di agenzia in Italia (2004) p.78 s. 参照。
- (14) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.7 ss.; Trioni, Del contratto di agenzia (2006) p.20 ss.
- (15) Accordo economico collettivo del 20 giugno 1956 per la disciplina del rapporto di agenzia e rappresentanza commerciale (In-
dustria).
- (16) Accordo Economico Collettivo 20 marzo 2002 per la disciplina dei rapporti di agenzia e rappresentanza commerciale nei set-
tori industriali e della cooperazione.
- (17) Accordo Economico Collettivo 26 febbraio 2002 per la disciplina del rapporto di agenzia e rappresentanza commerciale del
settore del commercio.
- (18) 110011の職業代理人10011の職業代理人、Agenti e Rappresentanti di commercio 3-a (2002) 11収録されたこと
を、Il Sole 24 Ore, Il contratto di agenzia (2003) 4、1011の分類の団体総代理を、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、1039、1040、1041、1042、1043、1044、1045、1046、1047、1048、1049、1050、1051、1052、1053、1054、1055、1056、1057、1058、1059、1060、1061、1062、1063、1064、1065、1066、1067、1068、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1076、1077、1078、1079、1080、1081、1082、1083、1084、1085、1086、1087、1088、1089、1090、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1102、1103、1104、1105、1106、1107、1108、1109、1110、1111、1112、1113、1114、1115、1116、1117、1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130、1131、1132、1133、1134、1135、1136、1137、1138、1139、1140、1141、1142、1143、1144、1145、1146、1147、1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、1155、1156、1157、1158、1159、1160、1161、1162、1163、1164、1165、1166、1167、1168、1169、1170、1171、1172、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185、1186、1187、1188、1189、1190、1191、1192、1193、1194、1195、1196、1197、1198、1199、1200、1201、1202、1203、1204、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、1222、1223、1224、1225、1226、1227、1228、1229、1230、1231、1232、1233、1234、1235、1236、1237、1238、1239、1240、1241、1242、1243、1244、1245、1246、1247、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、1255、1256、1257、1258、1259、1260、1261、1262、1263、1264、1265、1266、1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1276、1277、1278、1279、1280、1281、1282、1283、1284、1285、1286、1287、1288、1289、1290、1291、1292、1293、1294、1295、1296、1297、1298、1299、1300、1301、1302、1303、1304、1305、1306、1307、1308、1309、1310、1311、1312、1313、1314、1315、1316、1317、1318、1319、1320、1321、1322、1323、1324、1325、1326、1327、1328、1329、1330、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337、1338、1339、1340、1341、1342、1343、1344、1345、1346、1347、1348、1349、1350、1351、1352、1353、1354、1355、1356、1357、1358、1359、1360、1361、1362、1363、1364、1365、1366、1367、1368、1369、1370、1371、1372、1373、1374、1375、1376、1377、1378、1379、1380、1381、1382、1383、1384、1385、1386、1387、1388、1389、1390、1391、1392、1393、1394、1395、1396、1397、1398、1399、1400、1401、1402、1403、1404、1405、1406、1407、1408、1409、1410、1411、1412、1413、1414、1415、1416、1417、1418、1419、1420、1421、1422、1423、1424、1425、1426、1427、1428、1429、1430、1431、1432、1433、1434、1435、1436、1437、1438、1439、1440、1441、1442、1443、1444、1445、1446、1447、1448、1449、1450、1451、1452、1453、1454、1455、1456、1457、1458、1459、1460、1461、1462、1463、1464、1465、1466、1467、1468、1469、1470、1471、1472、1473、1474、1475、1476、1477、1478、1479、1480、1481、1482、1483、1484、1485、1486、1487、1488、1489、1490、1491、1492、1493、1494、1495、1496、1497、1498、1499、1500、1501、1502、1503、1504、1505、1506、1507、1508、1509、1510、1511、1512、1513、1514、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521、1522、1523、1524、1525、1526、1527、1528、1529、1530、1531、1532、1533、1534、1535、1536、1537、1538、1539、1540、1541、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、1549、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1556、1557、1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566、1567、1568、1569、1570、1571、1572、1573、1574、1575、1576、1577、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1588、1589、1590、1591、1592、1593、1594、1595、1596、1597、1598、1599、1600、1601、1602、1603、1604、1605、1606、1607、1608、1609、1610、1611、1612、1613、1614、1615、1616、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1623、1624、1625、1626、1627、1628、1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、1637、1638、1639、1640、1641、1642、1643、1644、1645、1646、1647、1648、1649、1650、1651、1652、1653、1654、1655、1656、1657、1658、1659、1660、1661、1662、1663、1664、1665、1666、1667、1668、1669、1670、1671、1672、1673、1674、1675、1676、1677、1678、1679、1680、1681、1682、1683、1684、1685、1686、1687、1688、1689、1690、1691、1692、1693、1694、1695、1696、1697、1698、1699、1700、1701、1702、1703、1704、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1725、1726、1727、1728、1729、1730、1731、1732、1733、1734、1735、1736、1737、1738、1739、1740、1741、1742、1743、1744、1745、1746、1747、1748、1749、1750、1751、1752、1753、1754、1755、1756、1757、1758、1759、1760、1761、1762、1763、1764、1765、1766、1767、1768、1769、1770、1771、1772、1773、1774、1775、1776、1777、1778、1779、1780、1781、1782、1783、1784、1785、1786、1787、1788、1789、1790、1791、1792、1793、1794、1795、1796、1797、1798、1799、1800、1801、1802、1803、1804、1805、1806、1807、1808、1809、1810、1811、1812、1813、1814、1815、1816、1817、1818、1819、1820、1821、1822、1823、1824、1825、1826、1827、1828、1829、1830、1831、1832、1833、1834、1835、1836、1837、1838、1839、1840、1841、1842、1843、1844、1845、1846、1847、1848、1849、1850、1851、1852、1853、1854、1855、1856、1857、1858、1859、1860、1861、1862、1863、1864、1865、1866、1867、1868、1869、1870、1871、1872、1873、1874、1875、1876、1877、1878、1879、1880、1881、1882、1883、1884、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1892、1893、1894、1895、1896、1897、1898、1899、1900、1901、1902、1903、1904、1905、1906、1907、1908、1909、1910、1911、1912、1913、1914、1915、1916、1917、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924、1925、1926、1927、1928、1929、1930、1931、1932、1933、1934、1935、1936、1937、1938、1939、1940、1941、1942、1943、1944、1945、1946、1947、1948、1949、1950、1951、1952、1953、1954、1955、1956、1957、1958、1959、1960、1961、1962、1963、1964、1965、1966、1967、1968、1969、1970、1971、1972、1973、1974、1975、1976、1977、1978、1979、1980、1981、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992、1993、1994、1995、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026、2027、2028、2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、2036、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、2044、2045、2046、2047、2048、2049、2050、2051、2052、2053、2054、2055、2056、2057、2058、2059、2060、2061、2062、2063、2064、2065、2066、2067、2068、2069、2070、2071、2072、2073、2074、2075、2076、2077、2078、2079、2080、2081、2082、2083、2084、2085、2086、2087、2088、2089、2090、2091、2092、2093、2094、2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101、2102、2103、2104、2105、2106、2107、2108、2109、2110、2111、2112、2113、2114、2115、2116、2117、2118、2119、2120、2121、2122、2123、2124、2125、2126、2127、2128、2129、2130、2131、2132、2133、2134、2135、2136、2137、2138、2139、2140、2141、2142、2143、2144、2145、2146、2147、2148、2149、2150、2151、2152、2153、2154、2155、2156、2157、2158、2159、2160、2161、2162、2163、2164、2165、2166、2167、2168、2169、2170、2171、2172、2173、2174、2175、2176、2177、2178、2179、2180、2181、2182、2183、2184、2185、2186、2187、2188、2189、2190、2191、2192、2193、2194、2195、2196、2197、2198、2199、2200、2201、2202、2203、2204、2205、2206、2207、2208、2209、2210、2211、2212、2213、2214、2215、2216、2217、2218、2219、2220、2221、2222、2223、2224、2225、2226、2227、2228、2229、2230、2231、2232、2233、2234、2235、2236、2237、2238、2239、2240、2241、2242、2243、2244、2245、2246、2247、2248、2249、2250、2251、2252、2253、2254、2255、2256、2257、2258、2259、2260、2261、2262、2263、2264、2265、2266、2267、2268、2269、2270、2271、2272、2273、2274、2275、2276、2277、2278、2279、2280、2281、2282、2283、2284、2285、2286、2287、2288、2289、2290、2291、2292、2293、2294、2295、2296、2297、2298、2299、2300、2301、2302、2303、2304、2305、2306、2307、2308、2309、2310、2311、2312、2313、2314、2315、2316、2317、2318、2319、2320、2321、2322、2323、2324、2325、2326、2327、2328、2329、2330、2331、2332、2333、2334、2335、2336、2337、2338、2339、2340、2341、2342、2343、2344、2345、2346、2347、2348、2349、2350、2351、2352、2353、2354、2355、2356、2357、2358、2359、2360、2361、2362、2363、2364、2365、2366、2367、2368、2369、2370、2371、2372、2373、2374、2375、2376、2377、2378、2379、2380、2381、2382、2383、2384、2385、2386、2387、2388、2389、2390、2391、2392、2393、2394、2395、2396、2397、2398、2399、2400、2401、2402、2403、2404、2405、2406、2407、2408、2409、2410、2411、2412、2413、2414、2415、2416、2417、2418、2419、2420、2421、2422、2423、2424、2425、2426、2427、2428、2429、2430、2431、2432、2433、2434、2435、2436、2437、2438、2439、2440、2441、2442、2443、2444、2445、2446、2447、2448、2449、2450、2451、2452、2453、2454、2455、2456、2457、2458、2459、2460、2461、2462、2463、2464、2465、2466、2467、2468、2469、2470、2471、2472、2473、2474、2475、2476、2477、2478、2479、2480、2481、2482、2483、2484、2485、2486、2487、2488、2489、2490、2491、2492、2493、2494、2495、2496、2497、2498、2499、2500、2501、2502、2503、2504、2505、2506、2507、2508、2509、2510、2511、2512、2513、2514、2515、2516、2517、2518、2519、2520、2521、2522、2523、2524、2525、2526、2527、2528、2529、2530、2531、2532、2533、2534、2535、2536、2537、2538、2539、2540、2541、2542、2543、2544、2545、2546、2547、2548、2549、2550、2551、2552、2553、2554、2555、2556、2557、2558、2559、2560、2561、2562、2563、2564、2565、2566、2567、2568、2569、2570、2571、2572、2573、2574、2575、2576、2577、2578、2579、2580、2581、2582、2583、2584、2585、2586、2587、2588、2589、2590、2591、2592、2593、2594、2595、2596、2597、2598、2599、2600、2601、2602、2603、2604、2605、2606、2607、2608、2609、2610、2611、2612、2613、2614、2615、2616、2617、2618、2619、2620、2621、2622、2623、2624、2625、2626、2627、2628、2629、2630、2631、2632、2633、2634、2635、2636、2637、2638、2639、2640、2641、2642、2643、2644、2645、2646、2647、2648、2649、2650、2651、2652、2653、2654、2655、2656、2657、2658、2659、2660、2661、2662、2663、2664、2665、2666、2667、2668、2669、2670、2671、2672、2673、2674、2675、2676、2677、2678、2679、2680、2681、2682、2683、2684、2685、2686、2687、2688、2689、2690、2691、2692、2693、2694、2695、2696、2697、2698、2699、2700、2701、2702、2703、2704、2705、2706、2707、2708、2709、2710、2711、2712、2713、2714、2715、2716、2717、2718、2719、2720、2721、2722、2723、2724、2725、2726、2727、2728、2729、2730、2731、2732、2733、2734、2735、2736、2737、2738、2739、2740、2741、2742、2743、2744、2745、2746、2747、2748、2749、2750、2751、2752、2753、2754、2755、2756、2757、2758、2759、2760、2761、2762、2763、2764、2765、2766、2767、2768、2769、2770、2771、2772、2773、2774、2775、2776、2777、2778、2779、2780、2781、2782、2783、2784、2785、2786、2787、2788、2789、2790、2791、2792、2793、2794、2795、2796、2797、2798、2799、2800、2801、2802、2803、2804、2805、2806、2807、2808、2809、2810、2811、2812、2813、2814、2815、2816、2817、2818、2819、2820、2821、2822、2823、2824、2825、2826、2827、2828、2829、2830、2831、2832、2833、2834、2835、2836、2837、2838、2839、2840、2841、2842、2843、2844、2845、2846、2847、2848、2849、2850、2851、2852、2853、2854、2855、2856、2857、2858、2

- presentante di commercio : Legge n.190 de 115-5-1986 Modifica dell'articolo 10 della legge 3 maggio 1985, n.204, concernente disciplina dell'attività di agente e rappresentante di commercio.
- (20) 代理商社会福祉公社については、以下の文献に詳しい。Baldi (N.11) p.283 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.327 ss. なお、今井・注7(前掲五八四)五八五頁も参照。
- (21) 代理商指令全般については、布井・注7(前掲四四三)四四四頁、Till Fock, Die europäische Handelsvertreter-Richtlinie (1999)。なほを参照。なお、代理商指令の邦訳として、柴崎洋一＝藤平克彦「自営商業代理人に関するEC関係理事会の指令」国際商事法務一八巻一〇号(一九九〇)一〇七八頁以下がある。
- (22) EC司法裁判所も、同指令に関する判決の中で、この点を確認している。Ingmar GB Ltd. v Eaton Leonardo Technologies Inc., Case – 381/98 [2000] ECR I – 9305。詳しくは、拙稿「代理商指令の国際的強行法規性」国際商事法務三三巻一一号(二〇〇四)一五三〇頁以下、参照。
- (23) 同規則については、中村秀雄「EC商業代理店法 英国国内法を中心に」国際商事法務一四巻五号(一九九六)四七八頁以下参照。
- (24) 山田・注6(前掲一五七頁)。
- (25) 高田・注5(前掲一一四頁)。
- (26) Relazione sull'applicazione dell'articolo 17 della direttiva del Consiglio relativa al coordinamento dei diritti degli Stati membri concernenti gli agenti commerciali indipendenti (86/653/CEE) in Alfredo de Guglielmo (N.13) p.227 ss.
- (27) 一九四二年に制定された民法典の代理商規定自体が、一九三〇年代の団体経済協定の影響を受けているとされる。Bortolotti – Bondanini (N.9) p.8。
- (28) Saracini – Toffoletto (N.11) p.19。
- (29) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.328。
- (30) Baldi (N.11) p.293 s.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.347 ss.
- (31) 布井・注7(前掲四四三頁)。
- (32) 民法二二三条によれば、自主的労働は、ある者が報酬に対してもっぱら自己の労働をもって、かつ委託者に対して従属することなく、ある労務または役務を果たす義務を負担する契約と定義される。今井・注7(前掲五七五)五七六

- 同’ Roselli. Il contratto di agenzia (2000) p.7 ss.; Saracini – Tofoleto (N.11) p.96 ss.; Trioni (N.14) p.78 ss.
- (33) 民法二〇八二条に於ては、企業者とは、組織化された経済活動を職業として行い者せざることなし。Saracini – Tofoleto (N.11) p.55 ss.; Baldassari. Il contratto di agenzia (2003) p.57 ss.; Luminoso – Zuddas, La mediazione Il contratto di agenzia (2005) p.180 ss. 以下に於て、Baldi (N.11) p.55 ss. は、組織化の並び、代理商が企業者たるか疑問であるとする。なお、今井・注(7)前掲五十七頁も参照。
- (34) 代理商の種類については、今井・注(7)前掲五十七頁以下、Baldassari (N.33) p.91 ss.; Luminoso – Zuddas (N.33) p.192 ss. に於て。
- なお、代理商契約と類似の契約（委任契約、取次契約、仲立契約など）との異同については、以下の文献を参照せよ。
- た。Ceconi, Il contratto di agenzia (2001) p.7 ss.; Baldi (N.11) p.41 ss.
- (35) Trioni (N.14) p.73.
- (36) Bortolotti – Bondanni (N.9) p.83 s.
- (37) Bortolotti – Bondanni (N.9) p.84.
- (38) Bortolotti – Mosca (N.10) p.44 s.
- (39) Bortolotti – Mosca (N.10) p.45.; Trioni (N.14) p.74.
- (40) Parete (N.9) A.2. 参照。
- (41) Saracini – Tofoleto (N.11) p.52.
- (42) 法律第三〇四条のせむび、本人および代理商は、過料の制裁を受ける（九条三項）。一九六八年法律第三一六号に於ては、Baldi (N.11) p.299 ss. に於て。
- (43) Baldi (N.11) p.303 ss.; Ceconi (N.34) p.43 ss.; Baldassari (N.33) p.156 ss.
- (44) Cass., 3 aprile 1989 n. 1613, in Foro It., 1989, I, 1420.
- (45) 代理商は、民法二〇四二条に於て、若くは正当利益返還請求権を有するものか、当時の判例であった。Ceconi (N.34) p.46 s.; Baldassari (N.33) p.167 ss.; Luminoso – Zuddas (N.33) p.188.
- (46) Bellone v Yokohama SpA, Case C-215/97 [1998] ECR I – 2191. 布井千博「E.C.J.代理商指令と代理商契約の効力」国際商事法務二二巻四号（二〇〇〇）四四四頁以下は同判決の研究である。

- (47) Cass., 18 maggio 1999, n. 4817, in Foro It., 1999, I, 2542.
- (48) Centrostel Srl v Adipol GmbH, Case C-456/98 [2000] ECR I - 6007. 判決の研究として、拙稿「代理商指令と指令適合解釈」国際商事法務三三巻六号（二〇〇五）八二四頁以下がある。
- (49) 拙稿・注(22)前掲八二四頁以下。
- (50) 前記二判決の他、Francesca Caprini v Conservatore Camera di Commercio, Industria, Artigianato e Agricoltura (CCIAA), Case C-485/01 [2003] ECR I - 2371. 判決として、Baldassari (N.33) p.179 ss. 参照。
- (51) <http://www.agente2000.it/ruolo.htm> の情報によらぬ。
- (52) Baldi (N.11) p.159.
- (53) 債務者および債権者が誠実の原則にしたがって行動すべきことを定める民法一七五条および契約は誠実の原則にしたがって解釈されなければならないことを定める一三六条から導かれるとするものとして、Baldi (N.11) p.160; 債務を履行するにないとして、債務者は善良なる家父長の注意を用いなければならないことを定める民法一七六条から導かれるものとして、Saracini - Tofoletto (N.11) p.243 ss.; 民法一七五条から導かれるものとして、Baldassari (N.33) p.222.
- (54) 註(2)は、以下の文献参照。Baldi (N.11) p.160 ss.; Saracini - Tofoletto (N.11) ss. 245.; Baldassari (N.33) p.223 ss.; Bortolotti - Bondanini (N.9) p.64 ss., p.91 s.
- (55) Saracini - Tofoletto (N.11) p. 262.; Baldassari (N.33) p.254.; Bortolotti - Bondanini (N.9) p.133 ss.
- (56) 情報提供義務のことが、註(2)は、以下の文献参照。Baldassari (N.33) p.237 ss.; Bortolotti - Bondanini (N.9) p.92 ss.
- (57) 二〇〇二年の産業協定では、新商品の宣伝等に関する情報も含まれるものとされている（同協定五条五項）。
- (58) 計算書交付義務については、Saracini - Tofoletto (N.11) p.350 ss. に註(2)。
- (59) E.U.委員会の意見・注(9)前掲は、8項目のうち5項目は、手数料規定に関する国内法化の問題点を指摘している。
A.3-8 参照。
- (60) 風間・注(8)前掲二六八頁にもう一つは、「その実施を軌道に乗せた取引」と訳されている。
- (61) Baldi (N.11) p.191.; Ceconi (N.34) p.101.; Baldassari (N.33) p.305 ss.; Luminoso - Zuddas (N.33) p.244.; Cass., 15 dicembre 1997 n.12668, in Mass.giurital. 1997, col.1218. 一定の履行概念をこのように解するのとは、代理権の手数料請求権を別

るだけ認めようとする配慮からであるといわれている。

- (62) 代理商指令の規定は、以下のとおりである。代理商は、原則として、代理商契約期間中に締結された取引について、手数料請求権を有する。具体的には、まず、代理商は、自己の活動の結果として締結された取引(同指令七条一項a号)についてだけでなく、代理商が以前に獲得した顧客との間で締結された同種取引(同指令七条一項b号)についても、手数料請求権を有する。次に、代理商は、特定の地域または顧客グループを担当し、または、特定の地域または顧客グループの専任となっている場合には、当該地域または顧客グループとの間に締結された取引について、手数料請求権を有する(同七条二項一文)。加盟国は、あるいは、のいずれかに関して規定を設けなければならない(同条二項一文)。代理商は、契約期間終了後に締結された取引についても手数料請求権を有することがある。それは、代理商契約期間中の代理商の尽力によって、かつ、契約終了後の合理的期間内に締結された取引(同指令八条a号)と、代理商契約終了前に本人または代理商に届いた注文によって終了後締結された取引(同指令八条b号)の場合である。前任の代理商がかかる請求権を有する場合には、原則として、後任の代理商は手数料を請求できないとの定めもある(同指令九条)。

- (63) *Kontogeorges v Kartompak AE*, Case C-104/95 [1996] ECR I - 6643.
- (64) *Kontogeorgas v Kantompak AE* (N.63) p.6667.
- (65) *Baldi* (N.11) p. 176.; *Cecconi* (N.34) p.101.; *Saracini - Tofoletto* (N.11) p.286. Cf. *Cass.*, 15 dicembre 1997, n.12668 (N.61).
- (66) *Saracini - Tofoletto* (N.11) p.286.
- (67) *Baldassari* (N.33) p.354 ss.; *Borrolotti - Bondanini* (N.11) p.186 s.; *Cass.*, 1 febbraio 1995, n.1142, in *Baldassari* (N.33) p.355 ss.
- (68) *Cecconi* (N.34) p.127.; *Baldassari* (N.33) p.380.; *Borrolotti - Bondanini* (N.9) p.207.
- (69) 代理商指令は、解約告知期間について、契約一年目は十一月、二年目は十二月、三年目以降は三月月とするを定めているが(同指令一四条二項)、加盟国が契約四年目は四月、五年目は五月、六年目以降は六月月とすることもできると(同条三項)、加盟国に選択権を付与している。⁶⁸ なお、*Alfredo de Guglielmo* (N.13) p.164 に掲載されている同指令一四条二項と三項の解約告知期間の対照表も参照。⁶⁹
- (70) たゞし、*Cass.*, 15 novembre 1997, n.11376, in *Mass. giur. it.*, 1997, col.1127.

- (71) Baldi (N.11) p.241 ss.; Ceconi (N.34) p.129 s.; Saracini – Toffoletto (N.11) p.416 ss.; Baldassari (N.33) p.385 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.11) p.218 ss.; Trioni (N.14) p.200.
- (72) 民法一四五八条によれば、代理商契約のよつな継続的契約においては、契約の解除は遡及効を有さない。
- (73) Bortolotti – Bondanini (N.9) pp.220, 226.
- (74) Cass., 13 dicembre 1999, n.13981, in Rotondi, L'agenzia nella giurisprudenza 2ª ed. (2004) p.290.
- (75) Cass., 25 settembre 1995, n.10130, in Mass. giur. lav. 1996, p.431.
- (76) Cass., 18 marzo 1993, n.3221, in Mass. giur. lav. 1993, p.570.
- (77) Cass., 2 maggio 2000, n.5467, in Rotondi (N.74) pp.250, 413, 548.; in Bortolotti – Bondanini (N.11) p.600 ss.
- (78) Cass., 18 dicembre 1985, n.6475, in Giur.it., 1986, I, 1, c.1650.
- (79) フランス法のもつては、代理商契約は、共同利益のための契約であり、代理商は、委任者との共同利益のため、自己の活動によつて、委任者の顧客の開拓等を行うものとされる。代理商契約の解約は、代理商の共同利益を害するものになり、これが損害賠償を正当化する。損害賠償額は、一般的には、最近三年間の平均手数料の二年分に相当する金額が認められてきたところ。詳しくは、山田・注(6)前掲一七四頁以下参照。
- (80) 詳しくは、小橋・注(5)前掲六九頁以下および服部・注(5)前掲一八五頁以下参照。
- (81) Bortolotti – Mosca (N.10) p.87 ss.; Baldi (N.11) p.247 ss.; Ceconi (N.34) p.154.; Baldassari (N.33) p.421 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.243 s.; Trioni (N.14) p.213 ss.
- (82) ユーロ法の補償請求権およびフランス法の損害賠償請求権を比較検討した文献として、Kiene, Der Ausgleichsanspruch des Handelsvertreters – Die Nachfolge in den Vertrag nach deutschen und französischem Recht (2004) 416ff°。
- (83) Bortolotti – Mosca (N.10) p.95.; Saracini – Mosca (N.11) p.434.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.250 s.
- (84) Parere (N.9) A.1.
- (85) 同様の整理は、Bortolotti – Bondanini (N.9) p.254 ss. 参照。
- (86) Baldi (N.11) p.258 ss.; Ceconi (N.34) p.158 ss.; Saracini – Toffoletto (N.11) p.453 ss.; Baldassari (N.33) p.434 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.274 ss.; Trioni (N.14) p.232 ss.
- (87) Ceconi (N.34) p.167 ss.; Saracini – Toffoletto (N.11) p.492 ss.; Baldassari (N.33) ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.277 ss.

- (88) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.277 ss.
- (89) Baldi (N.11) p. 265.; Baldassarri (N.33) p.437 ss.; Bortolotti – Bondanini (N.9) p.281 ss.
- (90) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.284 ss.; Trioni (N.14) p.235 ss.
- (91) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.284.; Trioni (N.14) p.236.
- (92) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.285 s.; Trioni (N.14) p.235 s.
- (93) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.288 ss.
- (94) Jの取引関連の「特別」 Bortolotti – Bondanini (N.9) p.290. の表一三表と表一四表を参照。
- (95) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.292 s.
- (96) Saracini – Toffoletto (N.11) p.453. エン法の算定方法に好意的な態度の「特別」 Trioni (N.14) p.227 ss. を参照。
- (97) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.298.
- (98) Künstler/Thume, Der Ausgleichsanspruch des Handelsvertreters (Handbuch des gesamten Auswärtigenrechts Band 2) (7. Aufl. 2003) S.645 ff. など 福澤・共訳 通関手法 333頁以下を参照。
- (99) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.298 ss.
- (100) Bortolotti – Bondanini (N.9) p.306 ss.
- (101) 補償請求権に関する一七五一条をめぐっては、これまで検討してきた実質法上の問題の他に、国際私法上の問題も議論の対象とされている。すなわち、同条は国際的強行法規性を有し、国際的代理商契約には、当事者によって指定された契約準拠法とともに適用されるべきになるのかという問題である。この点については、学説、判例は対立している。青木和彦の「特別」 Cass., 30 giugno 1999, n.369, in Riv. dir. int. priv. proc., 2000, p.741 ss.; 石田和彦の「特別」 Baldi (N.11) p.480 s.
- イタリア以外のEC加盟国においても、代理商指令一七条の国際的強行法規性については、見解の対立がみられ、法的安定性を欠く状況が続いていた。他の加盟国における状況については、Bortolotti, *Indelegabilità delle norme della direttiva europea sugli agenti nei rapporti con preponenti di paesi terzi*, in *Mass. giur. lav.* (2001) p.411 ss.; Schwarz, *Das internationale Handelsvertreterrecht im Lichte von „Ingmar“*, in *ZVglRWiss* 101 (2002) S.45 ss. 参照。EU司法裁判所は、1000年11月9日の *Ingmar* 事件判決にも「特別」 同指令一七条の国際的強行法規性を肯定した。もちろん、同判決にも「特別」

この問題に終止符が打たれたといえるかは疑問である。同判決については、拙稿法22(前掲一五三〇頁以下参照)。

- (102) <http://www.cortedicassazione.it/Notizie/>
- (103) <http://www.contrattodagiustizia.com/osservatorio/>
- (104) 団体経済協定の定めと民法一七五一条を具体的に比較すべきものとする破棄院判決として、Cass., 29 luglio 2002, n.11189, in Baldassari (N.33) p.443 ss. 17に對して、両者を一般的・抽象的に比較すべきものとする破棄院判決として、Cass., 30 agosto 2000, n.11402, in Mass. giur. lav., 2001, p.538.
- (105) E.C.司法裁判所二〇〇六年三月三日判決および同判決がイタリア代理商法に及ぼす影響については、稿をあらためて検討することにした。

(くわはら・やすゆき = 本学教授)

〔付記〕

本稿は、平成十八年度成城大学特別研究助成金「E.C.における法統一の基礎的考察」による研究成果の一部である。